

“倒産・解雇などによる離職” (特定受給資格者) や
“雇い止めなどによる離職” (特定理由離職者) をされた方へ

国民健康保険税が軽減されます。

対象者は？

離職の翌日から翌年度末までの期間において、雇用保険受給資格者証の離職理由番号が以下で、失業給付を受ける方です。

- (1) 雇用保険の特定受給資格者の番号⇒11、12、21、22、31、32
- (2) 雇用保険の特定理由離職者の番号⇒23、33、34

※離職時点で65歳未満であった方が対象です

軽減額は？

国民健康保険税は、前年の総所得金額等に含まれる給与所得をその 30/100 とみなして算定します。

※高額療養費等の算定にも、影響します。

軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

《軽減を受けるには申告が必要です》

対象となる方は、市役所保険年金課、八王子駅南口総合事務所及び市民部各事務所(斎場事務所を除く)へ特例対象被保険者等申告書を提出願います(郵送可)。

お問合わせ(提出)先 〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1
八王子市 保険年金課資格課税担当
電話:042 (620) 7236 (直通)